

北九州市立文学館特別資料閲覧・利用・公開規定

2023.3 北九州市立文学館

1. 特別閲覧の対象となるのは当館所蔵品中、公開可能なもの。
保存上の問題、整理状況、関係者の人権・プライバシー保護その他の理由により、閲覧を制限する場合もある。
2. 手続き
 - (1) 閲覧は調査研究を目的としている場合に限る。特別研究申請書は希望する閲覧日の10日前までに提出すること。その際、閲覧の目的は必ず具体的に記入のこと。
 - (2) 閲覧時間は10:00～17:00。なお、閲覧点数は一日あたり30点を上限とする。
3. 閲覧にあたっての注意
 - (1) 筆記用具は必ず鉛筆を使用すること。
 - (2) 特別資料のコピーは不可。
 - (3) 撮影（フラッシュ不可）を希望する場合はその旨を申請書の方法欄に記入すること。
4. 閲覧資料の利用に際しては以下の事項を遵守すること。
 - (1) 事前に当館に連絡し、手続き等（※）について指示を受けること。
 - (2) 申込書に記載の目的以外に利用しないこと。
 - (3) 「北九州市立文学館」の所蔵資料であることを明示すること。
 - (4) 成果物を2部提供すること。
 - (5) 資料の公表によって生じる著作権・プライバシー等の問題についての責任は、一切利用者が負うものとする。

※未公開資料を公開する場合、以下の関係者による公開承諾書（書式自由）の写しを提出すること。

- a. 著作権者
- b. 寄贈者またはその遺族、寄託者
- c. 資料の内容と密接に関わる関係者またはその遺族